

<p>第6期横浜市子ども・子育て会議 第2回保育・教育部会  第34期横浜市児童福祉審議会 第2回保育部会 合同部会 公開議事会議録</p>			
日 時	令和5年3月28日(火) 18時00分～22時10分		
開 催 場 所	市役所18階 なみき14・15会議室		
出 席 者	石井部会長、山瀬副部会長、倉根委員、清水委員、天明委員、森委員、尾木委員、大澤委員、斉田委員、大庭委員		
欠 席 者			
開 催 形 態	公開(一部非公開)		
議 題	<p>報告&lt;公開案件&gt;</p> <p>【児童福祉審議会】</p> <p>(1) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正について</p> <p>(2) 屋外遊技場の面積緩和について</p> <p>議事&lt;非公開案件&gt;</p> <p>【子ども・子育て会議】</p> <p>(3) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について</p> <p>(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について</p> <p>(5) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>【児童福祉審議会】</p> <p>(6) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について</p> <p>(7) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(8) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(9) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について</p> <p>報告&lt;非公開案件&gt;</p> <p>【児童福祉審議会】</p> <p>(10) 市内保育・教育施設における不適切保育について</p>		
議 題	<p>報告&lt;公開案件&gt;</p> <p>【児童福祉審議会】</p> <p>(1) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正について</p>		
議 事	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>石井部会長</p> <p>事務局</p> <p>石井部会長</p> <p>天明委員</p> <p>事務局</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>報告事項(1)「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>資料に沿って説明。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>以前から就労ランクについて課題の指摘があったとのことですが、それはいつ頃からですか。</p> <p>横浜市では、市民の声を伺う広聴という制度があります。そ</p> </td> </tr> </table>	<p>石井部会長</p> <p>事務局</p> <p>石井部会長</p> <p>天明委員</p> <p>事務局</p>	<p>報告事項(1)「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>資料に沿って説明。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>以前から就労ランクについて課題の指摘があったとのことですが、それはいつ頃からですか。</p> <p>横浜市では、市民の声を伺う広聴という制度があります。そ</p>
<p>石井部会長</p> <p>事務局</p> <p>石井部会長</p> <p>天明委員</p> <p>事務局</p>	<p>報告事項(1)「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>資料に沿って説明。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>以前から就労ランクについて課題の指摘があったとのことですが、それはいつ頃からですか。</p> <p>横浜市では、市民の声を伺う広聴という制度があります。そ</p>		

	天明委員	<p>の中で、基準日時点でまだ働いていない方が4月から内定が決まったのに保留児童になってしまうなど、特に就労日数の考え方を見直してもらえないかというのは、今年度、複数件、広聴という形で我々のところに寄せられたところです。過去に正確に何件あったかというのは分かりませんが、今年度はこれに類する意見が非常に多かったという印象です。それも踏まえて、今回の改正はこのような形でできたらと考えているところです。</p> <p>私は当事者じゃなかったのですが、こういう不便さを感じているというのをそもそも知らなかったのですが、もうちょっと前に課題を知っていたら何かできたのかなという思いがあります。なので、どこでどう言ったら市民の意見がこういうふうになるというのを、お知らせしておいていただけると嬉しいです。さきほどの広聴というのでは、どのような声が届くのでしょうか。</p>
	事務局	<p>例えば保育園に保留になった方からは、制度のこういう部分が実態と合っていないから、こういうふうに見直しをしてほしいなどのお声をいただきます。特に4月の利用調整を行った直後には、保留児童になった方などから、それぞれ優先順位や保留になった理由も異なるんですけれども、具体的なご意見が直接区役所や所管課に寄せられます。その中で、どういったところが原因で保留になったか等がより分かってきます。制度面を改善することで拾える場合もあり、我々も気づいていなかったところもありますので、そういったお声を、毎年いただいている中で、一つ一つ丁寧に取り上げながら、制度改正につなげているところでございます。</p>
	天明委員 石井部会長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかにございますか。後でまたお気づきになったら御質問ください</p>
議 題	報告（2）	屋外遊技場の面積緩和について
議 事	石井部会長	<p>続いて、報告（2）屋外遊技場の面積緩和について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
	事務局	<p>資料に沿って説明。</p>
	石井部会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明について質問や意見がございましたらお願いいたします。</p>
	天明委員	<p>前も議論に出たことがあるのですが、公園をどう使っているかということについて、統計を取っていないと私は受け止めています。その2分の1緩和をする園が幾つか競合する公園というのが発生してしまうと、そこをうまく利用するというようなことは当事者任せになり、利用が被ることがあるのではという心配があるのですが、そのことはどうお考えなのか教えてください。</p>

	事務局	<p>認可保育所や小規模保育で近隣の公園を園庭として登録する際に、御指摘のように、近隣の複数の園が重複して登録しているという現状がございます。今回の公募から、近隣の公園を登録する際には、登録や利用をしているところと調整をさせていただいた上で、申請時、計画時にその調整状況を聞くような仕組みに変えたところです。調整が必要な場合には、我々も間に入っていきような形で、現地でトラブルのないようにという配慮を今回から行うようにいたしました。</p>
	天明委員 石井部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一つ別の見方として、公園を使うと言っていたのに使っていないというのもあるのかなと思いました。慶應大学のキャンパス一帯を使う園があったので、この前、守衛さんに保育園の人は来ていますかと聞いたら来ていていると言っていたんですけども、本当に来ていているところと、多分、来ないで部屋にすごく閉じこもっているところもあるのかなと思います。そのあたりはいかがでしょうか。</p>
	事務局 石井部会長	<p>実際には登録しているところではないところでの屋外活動もあると思います。すみません、実際にどの園がどういう使い方をしているのか、詳細までは把握できていません。</p> <p>ぜひそういうのも含めて、使っていなかったら外で活動していない状態は状態で気になるので、確認していただくと良いかなと思いました。</p>
	大庭委員	<p>園庭に関しては、そういう方向は致し方ないと思いますし、いいと思います。あとは室内でも、子どもたちのいわゆる体育館として考えていらっしゃる法人もありますよね。うちもそうですが、狭い園は近くのビルを借りて、運動場みたいにして使うなど、そういったこともこれから少し考えていってほしいです。今、屋根がないとイコール園庭という感じですよ。そんなアイデアも出していただけたらと思います。</p>
	事務局	<p>ありがとうございます。体育館等も園庭として見てもらえればという御意見ですね。</p>
	大庭委員	<p>そうですね。簡単に言えば、条例で縛りはできないですけど、そういったことも先々考えていっていただければ。</p>
	事務局 清水委員	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>前にもこの会で発言させてもらったことがあります。やっぱり2歳児ぐらいから園庭はすごく大事だと思っています。大庭委員もおっしゃいましたけれども、保育雑誌等によると、もし屋外での経験がなかなか難しい場合、プランターで植物を育てたり、自然の雑草を観察するのも良いです。実際にそのものを見て、その子がどう感じるか、どう感じ取っているのかというのを私たちは読み取りながら声を</p>

		<p>かけたりするので、そういう環境が狭くなってしまうのは、本当は子どもにとっては好ましくないというのが正直なところだと思います。それでいくと、市内に何園ぐらいが該当しそうだという想定があるのでしょうか。また、医療的ケア児の受入れの駐車場や、先生たちの休憩室とありますが、その一部というのがどの程度でしょうか。うちにも福祉のまちづくり条例である車椅子用の駐車場がありますが、とても広く取っているのですが、その広さを駅近くの園庭の小さな園でさらに駐車場として大きく確保されちゃうと、なおさら子どもたちの経験は心配だなというのは感じました。緩和も期間限定ということなのでしょうか、元の認可基準に戻すタイミングの決まりなどはあるのでしょうか。医療的ケア児はもしかしたら来年度も来るかもしれないのに、1回戻して、またつくるのか等、その辺も教えてもらえるといいなと思います。</p>
	事務局	<p>ありがとうございます。まず、想定している園の数ですが、それほど多くなく、十数園程度と考えています。今回の提案では、園舎の中には2~3人増やす余裕があるけれども、その2~3人増やすだけの園庭が満たされていない状態のときに、例えば医療的ケア児を受け入れるために園庭の一部を駐車場にするといったことを想定しています。ですので、それ以上、園庭が狭くなることはないというイメージで御理解いただければと思います。医療的ケア児というのは、1度だけではなく継続して受け入れていただくよう考えていますが、例えば、園舎の中では定員外として3~4人受け入れられるけれども、園庭的には3~4人増やすことができないといった状況を想定しています。そこがまた定員内に収まるような状況になれば、2分の1緩和を廃止して、通常のフルの園庭に戻すということを想定しています。</p>
	天明委員 事務局	<p>期限の目安はどうなりますか。 その定員外ですとか医療的ケア児をもう受け入れませんかよとか、定員外をもうやりませんかよといったタイミングになると考えています。</p>
	清水委員 事務局	<p>医療的ケア児のニーズがあるかどうかというのは横浜市のほうでも確認できるということですか。 医療的ケア児については、サポート園ということで、公募してやっていきますので、そこへの補助ということを想定しています。</p>
	清水委員	<p>多様性の点からも必要なことだと思うので、やっていくべきだと思います。先ほどご意見が出ましたけれども、園庭として認めている公園にどのくらい足を運べるか。うちも園庭があるからといって、毎日ずっといるかといったら、そうじゃないです。僕はもっと公園を使ってほしいとっていて先生たちにもお話ししているぐらいなので</p>

		<p>すが、敷地を挟んで、道路を通ってから行くとなると、やっぱり尻込みする現場の先生の気持ちもすごく分かります。ですが、子どもたちにはそういう経験一つ一つが、遊び込むというのが自己肯定感につながるのであれば、その環境をできるだけ多くつくってあげられたらいいなと感じました。ありがとうございます。</p>
	石井部会長	<p>ありがとうございます。何園かで1区画ぐらい、そういう遊び場的なものが本当は何かあればいいんでしょうけれども、きっと無理でしょうね。その辺は難しいでしょうね。</p>
	清水委員	<p>うちのすぐ裏にも市民の森ができたのですけれども、今日、お母さんに聞いたら、看板に虫を捕まえないでくださいと書いていましたと言っていました。うちの園庭で捕まえてくださいと言ったのですが、あれも駄目、これも駄目はかわいそうだと思います。そういう環境を整えてあげたいですね。</p>
	石井部会長	<p>そうなんです。ありがとうございます。</p> <p>ほかにかがでしょうか。</p>
	森委員	<p>医療的ケア児は、駐車場は必須だと思います。先ほどおっしゃったみたいに、その子どもがいた間は適用して駐車場で、卒園した場合は緩和を戻すとしたら、駐車場はなくなるということでしょうか。</p>
	事務局	<p>例えばということで例に出させていただいたわけです、1度、医療的ケア児を受け入れる園として指定した場合には、それが継続されるというふうに考えています。</p>
	森委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
	石井部会長	<p>ほかにかがでしょうか。大丈夫でしょうか。以上で公開案件は終了になります。</p>